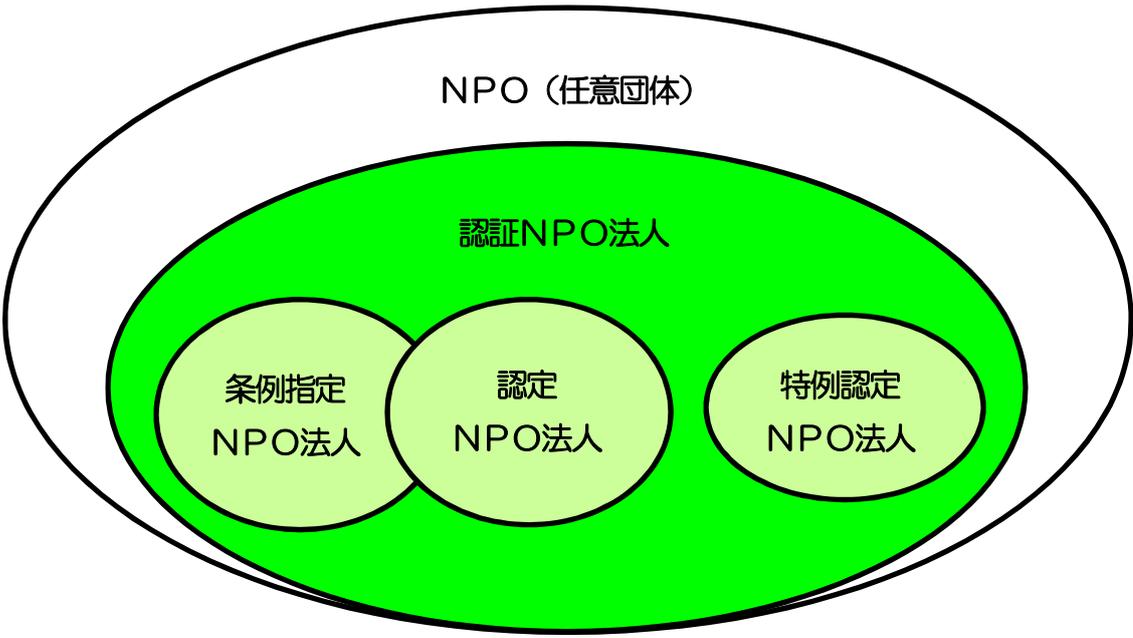


NPO法人の認定・条例指定制度とは

R3.10時点

● -- 認証、認定、特例認定、条例指定制度について -- ●

- 1 認証
法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、登記をすると、NPO法人として成立します。
- 2 認定
NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するものでPST（パブリック・サポート・テスト）を含む一定の基準に適合したものととして所轄庁（相模原市）が認めるものです。
- 3 特例認定
設立の日から5年を経過しないNPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正で、公益の増進に資するものにつきPSTを除く一定の基準に適合したものととして所轄庁（相模原市）が3年間に限り認めるものです。
- 4 条例指定
個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が条例で個別に指定するものです。



	認証（参考）	認定	特例認定	条例指定
		全 国 共 通		自治体により異なる
主な基準	・書類の記載内容が法に則しているか審査	1 PST 2 活動の対象 3 運営組織・経理 4 事業活動 5 情報公開 6 事業報告書等提出 7 不正行為等なし 8 設立後1年超	（PST免除） 2 活動の対象 3 運営組織・経理 4 事業活動 5 情報公開 6 事業報告等提出 7 不正行為等なし 8 設立後1年超	・制度の導入、基準の設定等、全てが各自治体の任意 ・認定取得の際、条例指定された自治体に事務所のある法人はPST免除
税の優遇	なし	あり	あり	あり

認定NPO法人になると！

1 個人が認定を受けたNPO法人へ寄付し、税金の控除対象となるため、寄附促進につながります

- ・所得税(所得控除、又は40%の税額控除)
- ・個人住民税(政令市の場合、最大で都道府県民税2%、市区町村民税8%、合計10%の税額控除)

(例) 10,000円寄附した場合、4,000円税金が軽減されます。
(10,000円ー適用下限額2,000円) × 50% = 4,000円

※最大50%の税額控除が可能ですが、認定・特例認定を受けても、自動的に個人住民税の寄附金控除の対象になるわけではありません。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税は市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象法人として指定される必要があります。

2 法人が認定NPO法人に寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます

認定NPO法人には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人の法人税が軽減されます。

3 相続人が認定NPO法人に寄附した場合、寄附をした相続財産が非課税になります

課税対象額が減るため、相続税が軽減されます。

4 認定NPO法人が、法人税法上の収益事業を行った場合、法人税の軽減措置である「みなし寄附金」を利用できます

「みなし寄附金」とは、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度で、認定NPO法人の法人税が軽減されます。

条例指定NPO法人になると！

1 指定を受けたNPO法人への寄附が、個人住民税の寄附金控除対象となるため、市民からの寄附促進につながります

条例指定を受けたNPO法人に寄附をした市民が住民税の申告をすると、寄附者の支払う個人住民税が軽減されます。

- ・個人住民税(政令市の場合、最大で都道府県民税2%、市区町村民税8%、合計10%の税額控除)

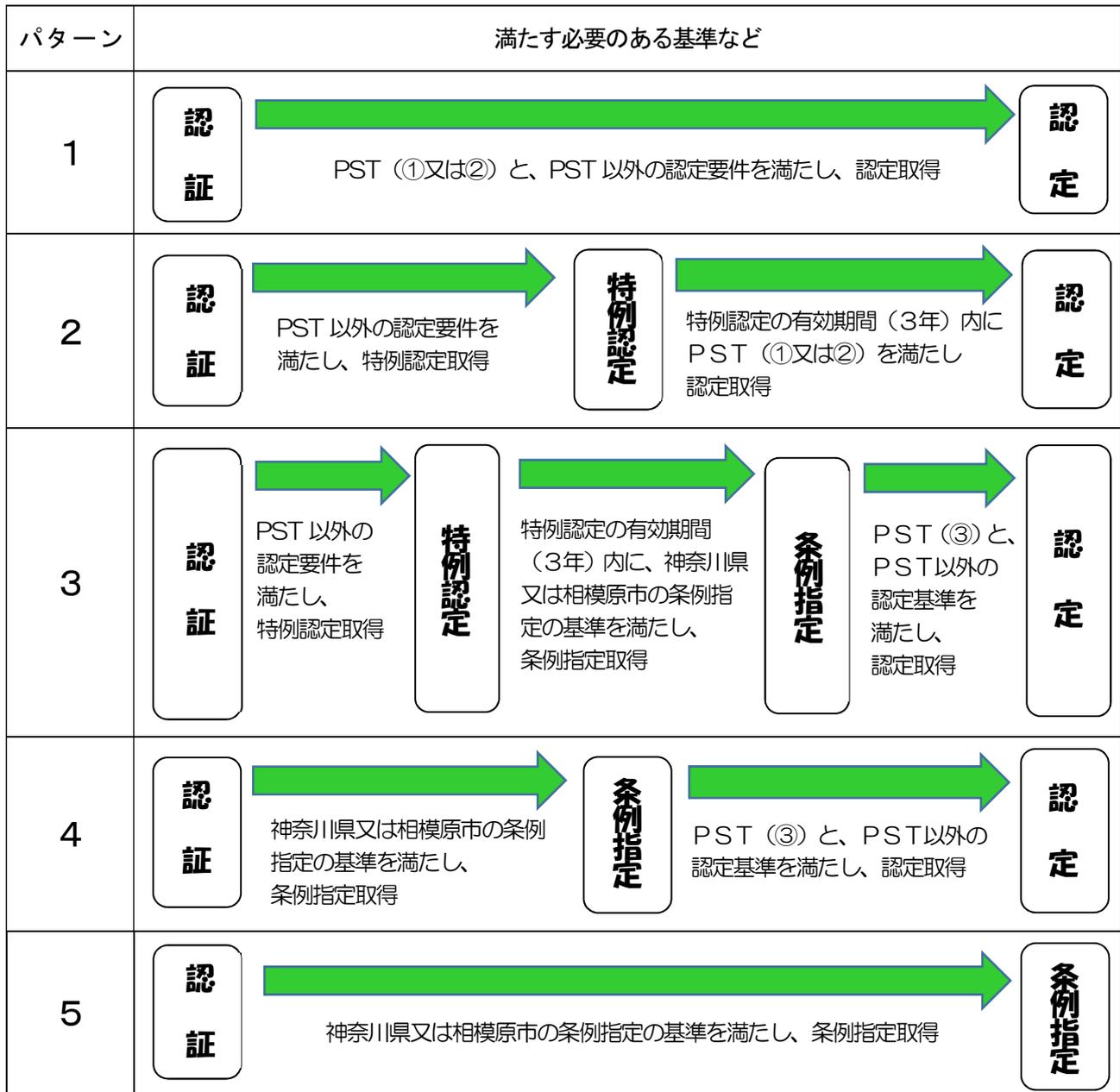
(例) 10,000円寄附した場合、次のとおり、税金が軽減されます。
(10,000円ー適用下限額2,000円) × 2% = 160円 (県民税分)
(10,000円ー適用下限額2,000円) × 8% = 640円 (市民税分)

※10%の税額控除を受けるには、都道府県民税については都道府県から、市区町村民税は市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象法人として寄附者がお住まいの自治体の条例で個別に指定されている必要があります。

2 「認定NPO法人」になるための基準の一つが免除されます

条例指定を受けた自治体に事務所があるNPO法人については、認定NPO法人になるための基準のうち、最も満たすのが難しいとされる基準(PST: 法人が広く一般から支持されているかを測る基準)が免除されます。

認定・条例指定NPO法人になるまでの流れ



○認定の基準=PST+PST以外の認定基準

PST (パブリック・サポート・テスト) とは？

- ① 相対値基準 … 収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上
- ② 絶対値基準 … 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ 条例指定 … 事務所のある自治体で条例指定を受けていること

①～③のいずれか1つを満たす必要があります。

○特例認定の基準=PST以外の認定基準

○条例指定の基準* = 公益要件 + 運営要件 (PST以外の認定基準の一部) (※相模原市の場合)

公益要件

- ① 事業の内容
- ② 支援又は支持の実績
 - ア 寄附の実績…年1,000円以上の寄附者が年平均100人以上
 - イ 国等からの支援又は支持を受けている実績
 - ウ 地域団体等からの支援又は支持を受けている実績
 - エ 中間支援組織から支援を受けている団体から支援を受けている実績

ア～エのいずれか1つを満たす必要があります。

認定・特例認定・指定NPO法人に対する税制上の優遇措置について

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
個人からの寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） ○所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除（税額控除のみ） ○税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2千円を控除した金額の最大10%（都道府県民税2%+市区町村民税8%）を住民税額から控除	×	×	○
法人からの寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人自身の税優遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可（みなし寄附金） 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲（法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲）	○	×	×

(注) ○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし

※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象にならない。

都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

認定・条例指定制度に関するご相談、ご質問はお気軽どうぞ！

相模原市役所 市民協働推進課

相模原市中央区中央2-11-15 第2別館4階

電話:042-769-8226(直通)

